

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項において準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年9月11日付けで行った、法24条9項において準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法・不当を主張している。

- 1 局長通知第7の4・(1)・カ第14号「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」（後記第6・1・(4)）について、厚生労働省の解説は、「借家人からみて、家主の立退き要求が相当の客観性をもっており、かつ、その要求が続く限り、現在の住居において従来どおり居住することが期し難いと考えられる状況」であれば本号に該当するとしており、要するに、立退きを要求する家主側の「正当の事由」ないし「相当の事由」を要求しているのであって、借主側の落ち度がないという意味での「正当の事由」を要求するわけではないことに留意する必要がある。

請求人は、賃貸人からの建物明渡請求訴訟が係属中であるが、

家賃滞納など明渡請求事由に該当する行為をした場合、原則として「正当の事由」があるが、例外的に「信頼関係を破壊するとは認め難い特段の事情があるとき」は、「正当の事由」がないとするのが確立した判例（昭和59年12月13日最高裁第一小法廷）であり、請求人の訴訟でも上記例外事情が認められ明渡請求が認められない可能性は極めて低い。そうすると、本件では、賃貸人から明渡請求訴訟を提起された時点で、本号の「家主が相当の理由をもって立退きを要求し」たことにより、「やむを得ず転居する場合」に該当すると言える。

- 2 本件処分は、住宅扶助を家賃に充てるのではなく他の用途で費消したことに対する制裁としてなされたとも考えられる。仮に、本件処分が、住宅扶助を他の用途に費消したことを実質的な却下理由としたのであれば、法に反し違法である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 4月24日	諮問
令和7年 7月18日	審議（第102回第1部会）
令和7年 7月30日	処分庁へ調査照会
令和7年 8月 5日	審議（第103回第1部会）
令和7年 8月26日	処分庁から回答を収受
令和7年 9月29日	審議（第104回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得

る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 11 条 1 項は、保護の種類として、3 号で「住宅扶助」を挙げている。

(2) 法 14 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定める。そして、法 33 条 1 項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によって行うことができるとしている。

(3) 法 24 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、さらに、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとし、同条 4 項は、3 項の書面には決定の理由を付さなければならないものとしている。

また、同条 9 項は、同条 1 項から 7 項までの規定を 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・4・(1)・カによれば、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に 3 を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。」とされている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いにつて」

(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7・問30・答は、局長通知第7・4・(1)・カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とし、「14 家主が相当の理由をもって立退きを要求し又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」等18項目を挙げている。

(5) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく、法の処理基準に当たるものである。

## 2 本件処分について

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 本件申請は、請求人が家賃を滞納し、家主から建物明渡しを前提とした訴訟を提起されていることから転居に要する費用を申請するものであるところ、上記法令等の定めからすれば、転居に伴う敷金等の諸費用の支給については、局長通知及び課長通知に則って支給の可否を決定されるべきものであり、本件においては、「敷金等を必要とする場合」として、「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」(1・(4))に該当するか否かにより判断することとなる。

(2) そして、上記「相当の理由」については、「家主の退去要求等が根拠薄弱であっても、力関係等から退去を余儀なくされることは往々にしてあるから、上記「相当の理由」の解釈は、事案に応じて緩やかに解する必要がある」が、「賃借人が自らの責めに帰すべき事由により一方的に解除の原因となる事実を作出し、よって家主からの解除を招来し、敷金等の返還を受けられなくした場合、自ら希望して転居するのと同様に、転居費用の支給をすべきではないものと評価し、課長通知13号には該当しないと解する余地もある」とされること(なお、「課長通知13号」は現14号。広島高等裁判所岡山支部平成22年

1 2月27日判決・賃金と社会保障1559号39頁参照)からすれば、被保護者が自らの責めに帰すべき事由により一方的に住居に係る賃貸借契約の解除の原因となる事実を作出し、他に特段の理由がない事情においては、「家主が相当の理由をもって(中略)やむを得ず転居する場合」に該当するものではないと解するのが相当である。

- (3) これを本件についてみると、処分庁は、請求人に対する保護の開始に当たって、保護開始月(令和5年3月)については従前の保護の実施機関(〇〇市)から本件住居に係る住宅扶助が支給されていることから、翌月分から本件住居に係る家賃相当の住宅扶助を支給していたものの、請求人はこれを「1食2,000円から3,000円」かかるといいながら費消しており、家主からの連絡や訪問にも応答することなく、同月分の以降の家賃を滞納し続けていたため、家主から退去を求められ、明渡しを求めて訴訟を提起されたことが認められる。

これらのことからすれば、専ら請求人の責めに帰すべき事由によって退去せざるを得ない原因を作出したというよりほかなく、本件申請によって請求人が求めている転居費用は、「家主が相当の理由をもって(中略)やむを得ず転居する場合」に該当しないというべきであって、処分庁がこれを理由として却下したことが不合理であるとはいえない。

### 3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、「相当の理由」は借主側の落ち度がないということの意味するものではなく、請求人が明渡請求訴訟を提起された時点で「家主が相当の理由をもって立退きを要求し」たことにより、「やむを得ず転居する場合」に該当すると主張するが、借主側に落ち度がないことを意味するものではないと解釈することは相当でないこと、及び、本件申請が「やむを得ず転居する場合」に該当しないことは上記2のとおりであることから、請求人の主張は理由がない。
- (2) また、住宅扶助を他の用途に費消したことに対する制裁としてなされたものであって、違法であると主張するが、本件処分通知に付記された理由をみても、局長通知及び課長通知に照らし、「やむを得ず転居する場合」に該当しないことを理由とす

るものであることは明らかであって、処分庁の弁明、提出資料からも請求人が主張するような制裁を意図した事情は認められず、理由がない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實